

真岡市くらしのガイドブック 2025 協働発行业務実施要領

1 趣旨

この要領は、市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口や各種手続等の行政情報と観光や歴史等の地域情報に企業等の広告(以下「広告」という。)を加えた市民向け情報誌「真岡市くらしのガイドブック 2025」(以下「ガイドブック」という。)を、真岡市(以下「市」という。)と民間事業者等が協働で発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1)事業名 「真岡市くらしのガイドブック2025」協働発行业務(以下「本事業」という。)
- (2)協定期間 協定締結日から令和7年7月31日まで
- (3)業務内容 別添「真岡市くらしのガイドブック 2025」協働発行业務仕様書のとおり

3 役割分担

市は協働発行业務者にガイドブックの制作に必要な行政情報を提供し、協働発行业務者は、ガイドブックの制作に必要な行政情報以外の情報の収集、ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び配布を行う。

4 費用の負担

ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び配布に係る費用は、協働発行业務者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

5 ガイドブックの配布

ガイドブックの配布は、協働発行业務者が次に定めるところにより行うものとする。

- (1)制作したガイドブックを、無償で市内の全世帯、事業所、店舗に一斉に配布するものとする。
- (2)ガイドブックが未配布の世帯から配布の要請があったときは、その都度、配布を行うものとする。
- (3)転入者へガイドブックを配布する市の施設から補充の要請があったときは、その都度、必要部数を補充するものとする。

6 広告の募集及び掲載

協働発行业務者は、ガイドブックに広告を掲載できるものとする。広告の募集は、協働発行业務者が行うものとし、その広告の掲載により得られる収入は、協働発行业務者に帰属するものとする。

広告の募集及び掲載にあたっては、掲載できる広告の基準については、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)市としての広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

- (2)法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3)公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4)政治又は宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの及び主義主張等の意見広告又は個人の宣伝を内容とするもの
- (5)他人を誹謗又は中傷する内容を含むもの
- (6)虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7)あたかも市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (8)個人又は団体の人格に関わる広告を目的としたもの
- (9)風俗営業及びこれに類する営業に関するもの
- (10)社員等の求人広告又はこれに類するもの
- (11)金融業務に関する広告(真岡市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を除く。)
- (12)広告主(団体にあつては代表者を含む。)の事業及び行為が社会的批判又は指弾の対象となっているもの
- (13)その他市長が掲載することが適当でないとするもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する真岡市暴力団排除条例施行規則(平成24年12月28日規則第40号)第3条に規定する暴力団密接関係者に該当している者が掲載の申し込みを行なった広告は、広告掲載の対象としない。広告掲載期間中においても、申込者が当該暴力団又は暴力団密接関係者に該当するに至った場合も、同様とする。

7 原稿の編集及び審査

協働発行业事業者は、ガイドブックの発行前に、印刷原稿(以下「原稿という。」)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

市長は、協働発行业事業者から原稿の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は協働発行业事業者に原稿の修正を指示できるものとする。

8 協働発行业事業者の募集

市は、参加事業者を、真岡市公式ホームページ等で公募するものとする。協働発行业事業者は、次の条件を満たす者とする。

- (1)近年において栃木県内又は近隣都県の自治体で同種業務の発行実績又はそれに準ずる実績があること。
- (2)栃木県内に支店等を有した者で、本業務の実施にあたり、市の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること
- (3)広告販売・ガイドブックの制作・市内の全世帯、事業所、店舗全戸に配布を一括して行うことができ、その費用について全額負担できること。
- (4)本件募集公開から事業者選定の間において、真岡市封筒広告事業実施要綱(平成27年3月25日公示第21号、以下「要綱」という。)を準用し、第2条に該当しない者であること。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

- (6)破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされていない者であること。
- (7)本市から入札参加停止を受けている者でないこと。
- (8)宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9)国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は岡市暴力団排除条例施行規則(平成24年12月28日規則第40号)第3条に規定する暴力団密接関係者に該当している者でないこと。
- (11)暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

9 協働発行业者の責務

協働発行业者は、ガイドブックの発行に関する事項(行政情報の内容に係るものを除く。)のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

協働発行业者は、ガイドブックへの広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

10 スケジュール ※スケジュールについては、変更する場合がある。

令和6年	9月 2日(月)	公募開始
	9月17日(火)	参加申込書提出期限
	9月下旬	協定事業者決定(協定締結)
令和7年	5月末	校了
	6月末	発行
	7月	配布

11 参加手続

協働発行业者になろうとする者(以下「申込者」という。)は、指定期日までに、次の通り書類を提出するものとする。

- (1)提出書類 参加申込書(様式1)
発行実績を示す成果物又はそれに準ずるもの、
- (2)提出期限 令和6年9月17日(火)午後5時必着
- (3)提出先 〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市総合政策部秘書広報課広報広聴係
電話:0285-83-8100 FAX:0285-83-5896
E-mail:kouhou@city.moka.lg.jp
- (4)提出方法 郵送又は電子メールで提出

12 協働発行业者の審査及び決定

協働発行业者については、申込者が1者の場合は、その者を協働発行业者候補者として選定し、協議を行った上で決定する。申込者が2者以上の場合は、申込者に企画書等の提出を求め、『真岡市くらしのガイドブック』の協働発行业者選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員により選考審査を行った上で決定する。

市長は、協働発行业者を決定したときは、速やかに通知するものとする。

選定委員会の組織、審査基準及びその他運営に関し必要な事項は別に定める。

13 協定の締結

市の協働発行业者として決定された者は、市と本事業に係る協定を締結するものとする。

14 苦情の報告

協働発行业者は、本事業に関連することについて市民から苦情等があったときは、直ちにその旨を市長に報告するものとする。

15 その他留意事項

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める

附則

この要領は、令和6年9月2日から実施する。